

中川村一般競争入札実施要綱（平成24年3月26日告示第7号）

最終改正:令和2年9月23日告示第39号

改正内容:令和2年9月23日告示第39号 [令和2年10月1日]

---

（趣旨）

第1条 この要綱は、中川村が行う建設工事の一般競争入札（事前審査型）（入札前に入札に参加する者の必要な資格を審査する一般競争入札をいう。以下単に「一般競争入札」という。）の実施に関し、中川村財務規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が2,000万円以上の建設工事（土木工事に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質、目的その他特別な事情により一般競争入札に適さないと認める場合は、対象工事としないことができる。

（入札参加資格）

第3条 一般競争入札に参加できる者は、規則第105条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者で、かつ、次の各号に掲げる事項について対象工事ごとに必要に応じて定める要件を満たしている者とする。

- (1) 有資格者名簿に登載されている業種に関する事項
- (2) 特定建設業の許可に関する事項
- (3) 本店、支店又は営業所の所在地に関する事項
- (4) 対象工事と同種又は類似の工事についての施工実績に関する事項
- (5) 対象工事に係る技術者の配置に関する事項
- (6) その他村長が必要と認める事項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 規則第104条第1項の規定に該当する者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止処分を受けている者
- (3) 中川村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている者
- (4) 中川村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第6条第1項の規定に該当することとなる者
- (5) 村税その他の義務的納金を滞納している者

3 第1項に規定する要件は、中川村建設工事請負人等選定委員会において決定する。

（入札の公告）

第4条 村長は、対象工事を一般競争入札に付するときは、規則第106条の規定により公告するものとする。

（入札参加の申請）

第5条 前条に規定する公告（以下「入札公告」という。）に係る一般競争入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる書類のうち入札公告において指定する書類を提出して申請するものとする。

- (1) 中川村一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）（様式第1号）
- (2) 施工実績調書（様式第2号）

(3) 配置予定技術者調書(様式第3号)

(4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の書類は、指定する期日までに中川村役場地域政策課へ持参し、又はその最終受付日時までに到着するよう郵便により提出しなければならない。この場合において、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による。

(入札参加資格の確認等)

第6条 村長は、資格確認申請書を受理したときは、第3条に規定する入札参加資格について審査を行い、その結果を中川村一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知書により入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、村長が定める期限までに書面により説明を求めることができる。この場合において、村長は、文書により速やかに回答するものとする。

(入札参加資格の取消)

第7条 村長は、前条第1項の規定により入札参加資格が有る旨の通知を受けた者(以下「入札参加資格者」という。)が、入札の期日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を取り消し、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

(1) 第3条の入札参加資格の要件を欠くに至ったとき。

(2) 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載が明らかになったとき。

(3) 前2号のほか入札に参加させることが著しく不相当と認めるとき。

(設計図書等の閲覧等)

第8条 村長は、対象工事に係る図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供するものとする。この場合において、入札参加資格者は、設計図書等の写しの交付を求めることができる。

2 設計図書等の閲覧の場所及び日時は、入札公告において定める。

3 入札参加資格者は、設計図書等に関して質問がある場合は、質問書により説明を求めることができる。

(現場説明)

第9条 対象工事の現場説明は、原則として行わないものとする。ただし、村長が必要と認める場合は、この限りでない。

(工事費内訳書)

第10条 入札参加資格者は、第1回目の入札に限り入札書に記載した金額と整合する工事内訳書を提出しなければならない。

2 前項の内訳書の提出がない場合又は提出された内訳書に不備がある場合は、その入札参加資格者を失格とする。

(入札の中止)

第11条 一般競争入札は、入札参加資格者の数が2に満たないこととなったとき、又は入札の時に於いて応札者の数が2に満たないときは、中止する。

(入札結果の公表)

第12条 村長は、一般競争入札の開札状況を落札決定後速やかに中川村公式ホームページに掲載するとともに、閲覧その他の方法により公表するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

---